

労基署

だよ

第176号

TEL 0997-52-0574
FAX 0997-52-6869

労働災害「ピークアウト」緊急要請

鹿児島県内の休業4日以上死傷者数は、令和元年以降から増加傾向にあります。

令和3年は2256人と大幅に増加しており、令和4年8月末速報値では、前年同期の880人増の2121人であり早急な対策が必要です。このような状況から鹿児島労働局では、無災害運動として

「労働災害ピークアウト運動」を展開しています。

皆様方事業場においても基本的な安全衛生活動を推進していただき、高齢者、転倒災害、腰痛予防を重点として業種の特性に応じた労働災害防止対策への一層の取り組みをお願いします。

11月は、過重労働解消キャンペーン月間です

11月5日(am9:00~pm5:00)に全国一斉無料相談ダイヤル開設(0120-794-713)

働きすぎによる健康障害、賃金不払残業の解消のために、労使で話し合いをしましょう。特に、長時間にわたる過重労働による疲労の蓄積から、脳・心疾患を発症することがありますので、その改善が強く求められています。



最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が規定の最低賃金を定め、労働者は、その最低賃金額以上の賃金を支払われなければならない制度です。厚生労働省

令和4年労働災害発生状況(9月末現在)

全製造業	207(144)	+146
建設業	4	+1
運輸業	22(3)	+12
陸上貨物運送業	1	±0
商業	42	+31
保健衛生業	117(107)	+106

右端は昨年同期比
()内はコロナ感染で内数

県最低賃金 時間額853円

鹿児島県最低賃金が、10月6日より時間額853円に改定されました。最低賃金は、臨時・パート・アルバイトを含む全ての労働者に適用されますので、必ずこの金額以上の賃金を支払っていただきますようお願いいたします。

一・二月は「労働保険未手続事業一掃強化期間です。」

労働保険(労災保険及び雇用保険)は、原則として労働者を一人でも使用している事業場は適用事業となり、その事業主は労働保険の加入手続きを行う必要があります。しかし、小規模事業場を中心に、今なお、未手続事業場が存在しています。労働保険の加入手続きをとられていない事業主の方は、今すぐ、加入手続きをしましょう。手続きを怠った場合、追徴金が発生する場合があります。

★労働相談コーナー★

(相談者) 私は、会社では課長であり管理職として役職手当も支払われていますが、一般社員と同じような業務も任されています。そして、残業も多いのですが時間外手当は全く支払われていません。時間外手当を考慮すると管理職に就く前のほうが給料は高いです。問題はないのでしょうか。

(回答者) 労基法上の管理監督者であれば、深夜業を除いて時間外手当の支払いは不要となります。労基法上の管理監督者とは、労務管理について経営者と一体的な立場にあるなど一定の要件があります。実態を確認する必要があります。

(相談者) それでは、労基法上の管理監督者であれば、時間外労働時間等も把握する必要がありますか。

(回答者) 労働安全衛生法の改正があり、管理監督者についても労働時間の状況について把握管理することが義務付けられています。管理監督者であっても健康管理上、労働時間の状況を把握管理することが会社に求められています。